

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 7 月 2 5 日

八 戸 市 長 殿



提出者

住 所 八戸市大字新井田字常光田 2 5 番 3

氏 名 有限会社中月産業

代表取締役社長 中村 誠

電話番号 0 1 7 8 - 3 8 - 1 8 5 7

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

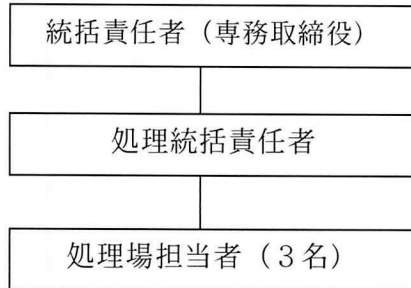
事 業 場 の 名 称	有限会社中月産業
事 業 場 の 所 在 地	八戸市大字金浜字荒屋敷久保 1 8 番地 1
計 画 期 間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事 業 の 種 類	農業
② 事 業 の 規 模	飼育羽数約 3 6 万羽
③ 従 業 員 数	3 4 名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	育雛場および成鶏舎から鶏糞発生 ⇒除糞機により集糞 ⇒ 除糞機にて 4 t ダンプ車へ積載、処理場へ運搬 ⇒ 処理場にて処理 ⇒残さ量を堆肥化

（日本産業規格 A 列 4 番）

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	鶏糞	
	排出量	14,500 t	t
	(これまでに実施した取組) 発生した産業廃棄物は自社にて管理および処理を行い、委託分については適正に処理委託した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	鶏糞	
	排出量	14,000 t	t
	(今後実施する予定の取組) 育雛場の運用見直しに伴い、排出量削減を予定している。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) —
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) —

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	鶏糞	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	2, 018 t	t
	（これまでに実施した取組） 発生した産業廃棄物は自社にて管理および処理を行い、委託分については適正に処理委託した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	鶏糞	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	2, 600 t	t
	（今後実施する予定の取組） 適正な処理を行うため、廃棄物処理法等法令への理解を深めながら対応していく。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	鶏糞	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	11, 174 t	t
	（これまでに実施した取組） 発生した産業廃棄物は適正に処理委託し、残りは全量自社にて管理および減量処理した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	鶏糞	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	10, 200 t	t
	（今後実施する予定の取組） 適正処理により相当量を減量し、残さ量は全量堆肥化する。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	—		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	—		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	鶏糞	
	全処理委託量	1,308 t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	発生した産業廃棄物は適正に処理委託した。		

(第 5 面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	鶏糞	
	全 処 理 委 託 量	1, 2 0 0 t	
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 適正な処理を行うため、廃棄物処理法等法令への 理解を深めながら対応していく。		
※事務処理欄			

(第 6 面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上の事業場ごとに 1 枚作成すること。
- 2 当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 11 第 2 号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が 3 以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。